

令和 6 年 1 月 2 6 日

(仮称) 青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書 に対する環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討

本環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう対象事業実施区域を絞り込み、風力発電設備の配置や仕様等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにし、その検討過程を記載すること。

(2) 事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

他事業による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の事後調査結果等環境影響評価に関するデータの情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

(4) 調査、予測及び評価の手法

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び

専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適切に実施すること。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえ、関係機関等と十分に調整を行い、環境影響評価準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(7) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影

対象事業実施区域周辺には、約 0.5km～約 0.7km の範囲に学校等の特に配慮が必要な施設や住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影等が生活環境に重大な影響を及ぼす可能性があることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。

(2) 水環境等

水質（水の濁り）の調査地点について、工事の実施に伴い発生する水の濁りが藻場に到達するおそれがあるため、藻場の分布状況を把握した上で、より陸域に近い地点を調査地点に追加すること。

また、水の濁りの予測結果から藻場への影響が考えられる場合や、藻場に近接して風力発電設備を設置することによる流向・流速の変化が藻場に影響を及ぼすおそれがある場合は、適切に予測及び評価を行うこと。

(3) 地形及び地質

海底の地形及び地質の現地調査は、対象事業実施区域前面の七里長浜に限られ

ているが、対象事業実施区域の海底の地形及び地質についても、現況を把握する必要があることから、適切な手法により現地調査を行うこと。

(4) 動物

ア コウモリ類への重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査に持ち越さず、低減措置、配慮措置などの適切な環境保全措置を講ずること。

イ コウモリ類の調査について、適切なカットインスピードの設定やフェザリングなどのバットストライクに対する環境保全措置を想定したデータ収集を行うこと。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、ユビナガコウモリ等のコロニーが確認されているほか、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ等の生息が確認されていることから、周辺の洞窟や社寺林等において、コウモリ類のねぐらや生息状況を確認すること。

エ 対象事業実施区域は、センシティブティマップにおける注意喚起レベルA2に該当し、対象事業実施区域周辺にはガン類、ハクチョウ類の渡りルートがあるほか、オオハクチョウの飛来地が存在する。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、カモ類や希少猛禽類の生息が確認されており、さらに、カモシカ及びクマゲラ・イヌワシ・オジロワシ・オオワシ・コクガン・ヒシクイ・マガン・ヤマネは、地域を定めない特別天然記念物、天然記念物に指定されている。

これらの動物に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

その結果、これらの鳥類の渡りや動物の生息環境に重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

オ 鳥類の調査について、ガン類・ハクチョウ類の夜間の大規模な渡りは、秋田県北部・岩手県北部の盆地の融雪状況に影響を受け、時期は4月に入ってから

が多いことから、専門家の意見を聞くなどにより、融雪状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。

(5) 海生生物

ア 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う水中音の発生により、海域に生息する動物に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該動物に対する水中音の影響について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ 海藻草類に係る調査について、沿岸部を調査地点として選定しているが、風力発電設備が設置される対象事業実施区域内の海藻草類の生育状況も把握する必要があることから、適切な調査地点を追加すること。

ウ 対象事業実施区域周辺には、多種多様な動植物の生息・生育環境となっている藻場が分布しており、送電線の設置等に伴い、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置や送電ルート等を検討すること。

(6) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺には、海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域（KBA）、重要野鳥生息地（IBA）、田光沼鳥獣保護区、平滝沼鳥獣保護区等が存在するほか、白神山地を流域とした赤石川河口部が存在している。

風力発電設備の設置やそれに伴う地形改変により、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置や規模等を検討すること。

(7) 景観

ア 対象事業実施区域は津軽国定公園に隣接しており、同公園内には、出来島海水浴場等が存在しているほか、その周辺においても、天童山公園等の主要な眺望点が多数存在している。これらの眺望点から予測される垂直見込角は大きく、景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、対象事業実施区域周辺には、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡が存在しており、両資産の周辺地域には緩衝地帯（つがる市景観計画の「特定景観地域」）が設定され、資産内や緩衝地帯には複数の視点場が設けられている。これらの地点か

らの眺望景観を維持することは、世界文化遺産の顕著な普遍的価値を持続的に保護する観点から必須となっている。

このため、十分な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野角等を考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。その上で、景観への影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備の配置や規模等を検討し、主要な眺望点から最大限隔離すること。

イ 景観について、今泉賽の河原は、十三湖を見下ろす高台に位置しており、また、大高山総合公園には展望広場が存在し、大高山県緑地保全地域に指定されている大高山は眺望が優れていることから、これらを主要な眺望点に追加すること。

ウ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、東北自然歩道（「古碑群と千畳敷海岸のみち」、「高山稲荷と七里長浜のみち」）や津軽国定公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在しており、風力発電設備の設置により、これら活動の場の観光地としての魅力が損なわれるなど、利用環境に重大な影響を及ぼす可能性があることから、これらの東北自然歩道について、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点に追加すること。